

戸沢村ファンクラブ規約

(名称)

第1条 この会の名称は、「戸沢村ファンクラブ（以下、「ファンクラブ」という。）」とする。

(目的)

第2条 ファンクラブは、自然や観光・物産等の戸沢村の魅力を発信することによって、戸沢村を応援したいと思うファンを増やすとともに、戸沢村を訪れてもらう機会や交流人口、関係人口の創出につなげていくことを目的とする。

(事務局)

第3条 ファンクラブの運営に関する事務局は、まちづくり課（以下「事務局」という。）内に置くものとする。

(会員)

第4条 この規約において「会員」とは、ファンクラブの目的に賛同し、この規約を承諾し、入会手続きを完了した者をいう。

2 会員はLINEにおいて友だち登録を行い、情報提供等を受けることができる。

3 会員は戸沢村の魅力をPRし、戸沢村に興味を持ってもらえる人を増やすことに協力するものとする。

(入会金および会費)

第5条 ファンクラブへの入会金および会費については無料とする。ただし、戸沢村公式ホームページやファンクラブ公式LINEアカウント等を閲覧または利用する際に発生する通信費については、会員が負担するものとする。

(会員の入会手続き)

第6条 事務局がファンクラブに関する各種情報提供のために運用するLINEアカウントにおいて、情報を受信可能な状態にする「友だち登録」をすることで、ファンクラブに入会したものとみなす。

(会員の禁止行為)

第7条 会員はファンクラブが提供するサービスの利用にあたっては、次の行為を行ってはならない。

(1) 他の会員あるいは第三者もしくはファンクラブの著作権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為、あるいは侵害するおそれのある行為

- (2) 他の会員あるいは第三者もしくはファンクラブを誹謗中傷する行為、またはファンクラブの運営を妨げる行為
- (3) 事実に反する情報または公序良俗に反し、もしくはそのおそれのある情報を他の会員あるいは第三者に対して提供する行為
- (4) 選挙活動、政治活動、宗教活動、その他これらに類する行為
- (5) 事務局の許諾なくファンクラブに関する情報もしくはファンクラブが発信する情報を用いた営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為
- (6) その他、法令等に違反する行為、またはそのおそれのある行為

(事業の実施)

第8条 ファンクラブは、第2条の目的を達成するために会員に対する情報の提供のほか、会員を対象とした物品やサービスの提供など、必要な事業を行うものとする。

(損害賠償)

第9条 事務局は、ファンクラブの運営に関して生じた会員の損害、会員同士または会員と第三者との間で生じた問題および損害等、すべての事項に関していかなる責任も負わず、賠償する一切の義務を負わないものとする。

(規約の変更)

第10条 事務局は、ファンクラブの運営上必要が生じ、規約を変更した場合は、ホームページに掲載する等の方法により、会員に対して変更内容を周知することとする。

附則

この規約は、令和4年5月9日から施行する。